

議案 1

1 基本計画書の内容（提出年月日：令和5年2月10日、根拠規定：条例第3条第1項）

名称（新築等の区分）	（仮称）手柄山スポーツ施設（増築）			
所在地	姫路市西延末 445 ほか			
事業者	ひめじ手柄山 P F I 株式会社			
施設の用途	変更前： <u>体育館、市民プール、文化センター、陸上競技場、球場等</u> 変更後： <u>体育館（新施設）、市民プール（新施設）、体育館（既存）、陸上競技場、球場等</u>			
着工時期、開店時期	令和5年7月1日、令和8年10月頃			
施設面積 （広域土地利用プログラム対象面積）	16,931 m ²			
物品販売業を営む店舗の面積	180 m ²			
飲食店、映画館等面積	（飲食店）212 m ² 、（観覧場）16,405 m ²			
延べ面積、敷地面積	88,470 m ² 、38.7ha			
用途地域等	近隣商業地域、第二種住居地域			
駐車場の収容台数	全体台数 1,566 台			
	夜間駐車場の利用制限	無	制限後台数	—
営業時間	—			

2 重要事項

（1）まちづくりに関する計画との整合に関する事項

県の判断

適

大規模集客施設に係る計画と県及び市町のまちづくりに関する計画との整合性

- 計画地は、大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの「商業ゾーン以外」の地域内で、床面積の上限は 6,000 m²であるが、本計画がスポーツの拠点、防災拠点として整備する計画であることから、条例指針 4 (3) ウの「特にまちづくりに寄与する場合」に該当するため、床面積の上限は 20,000 m²程度が適用される。
- 姫路市都市計画マスタープランでは、地域づくりの方針として「広域防災拠点」、「スポーツの拠点」に位置付けられている。また、手柄山中央公園整備基本計画の整備方針においても災害待機要員の宿泊出動機能や物資の集積・配送機能などの防災機能の充実を図る「防災拠点」、大規模なスポーツ大会を開催できる「スポーツの拠点」として整備する。
- 以上により、本計画は県及び市のまちづくりに関する計画に整合していると判断する。

(2) 駐車需要の充足等交通に係る事項

県の判断	適
------	---

① 道路交通への影響に関する事項

【交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価】

ア 観覧場等の増築により新たに発生する自動車台数と来退場経路の設定

- ピーク1時間当たりの来場自動車台数

[実績]

新施設

$$\text{来場台数〔台/日〕} = \text{施設利用者数〔人/日〕} \times \text{分担率} 69.2\% \div \text{平均乗車人員} 2.4 \text{人/台} \times (100\% - \text{新駅利用率} 22\%)$$

$$\text{ピーク1時間当たりの来場台数〔台/時〕} = \text{来場台数〔台/日〕} \times \text{ピーク率}$$

施設名称	新体育館	新市民プール (屋内)	新市民プール (屋外)	計
施設利用者数 (人/日)	3,000	1,350	1,400	—
来場台数 (台/日)	663	298	309	1,270
ピーク率 (%)	38.6	38.6	40.0	—
来場台数 (台/時)	256	115	124	495

- 当該施設は中央体育館に隣接して整備されるため、中央体育館の利用者を対象に各駐車場で実施したアンケート〔令和3年10月31日(日)〕を基に8つの来退場経路に分け、各経路の交通量比で観覧場等の増築により新たに発生する来退場台数各495台/hを各経路に配分する。また、西方面から来場した野球場西駐車場が満車の場合、姫路中央体育館前交差点に配置した交通誘導員により、野球場東駐車場、武道館前駐車場へ誘導する。さらに満車の場合は、手柄山第1立体駐車場、文化センター南駐車場へ誘導する。

経路	配分比 (%)	来退場ピーク台数 (台/h)
赤	45	各 223
橙	9	各 45
緑	12	各 59
水	13	各 64
紫	11	各 54
桃	1	各 5
黄	5	各 25
紺	4	各 20
計	100	各 495

イ 交差点の将来ピーク時交通量及び交通の円滑性の評価及び対策

- 現況交通量調査〔No. 1～No. 5：令和3年10月31日(日)、11月12日(金)〕に、観覧場等の増築により新たに発生する来退場台数各495台/hを加えて、交差点需要率及び車線別混雑度の検討を行う。
 - ※10月31日(日) 中央体育館、武道館、球場、文化センター、手柄山山上でイベント等の実施(年間の繁忙日)
 - ※11月12日(金) 中央体育館でイベント等の実施前日
- 信号交差点の交差点需要率、車線別混雑度は次表のとおり。
- いずれの信号交差点においても、ピーク時間帯において交通処理は可能と考えられる。

(上段：交差点需要率、下段：車線別混雑度)

※網かけは最大値を示す。

調査地点		現況		予測		下線部は 経路上の車線
		平日	休日	平日	休日	
No. 1 交差点 (姫路陸上競技場前) 平：8時台 休：15時台	需要率	0.563	0.553	0.794	0.784	
	車線別 混雑度	0.616	0.398	0.658	0.438	<u>北流入左直・直進</u>
		0.434	0.308	0.434	0.308	北流入右折
		0.031	0.019	0.031	0.019	北東流入左直
		0.363	0.500	0.703	0.827	<u>東流入左直・右直</u>
		0.821	0.683	0.821	0.683	南流入左直
		0.283	0.322	0.792	0.707	南流入右折
		0.270	0.166	0.306	0.203	<u>西流入左直・右直</u>
No. 2 交差点 (手柄公園東) 平：8時台 休：16時台	需要率	0.499	0.471	0.632	0.615	
	車線別 混雑度	0.307	0.363	0.307	0.363	北流入左直・直進
		0.241	0.204	0.415	0.357	北流入右折
		0.593	0.484	0.690	0.581	<u>東流入左直</u>
		0.154	0.109	0.173	0.123	東流入右折
		0.424	0.332	0.437	0.345	<u>南流入左直・直進</u>
		0.189	0.193	0.189	0.193	南流入右折
		0.534	0.575	0.834	0.874	<u>西流入左直</u>
0.235	0.247	0.315	0.323	西流入右折		
No. 3 交差点 (文化センター前) 平：18時台 休：12時台	需要率	0.324	0.276	0.327	0.280	
	車線別 混雑度	0.510	0.435	0.515	0.440	<u>東流入左直</u>
		0.187	0.134	0.187	0.134	南流入左折
		0.128	0.181	0.143	0.195	南流入右折
		0.492	0.390	0.492	0.390	西流入直進
		0.206	0.130	0.206	0.130	西流入右折
No. 4 交差点 (延末1丁目) 平：17時台 休：12時台	需要率	0.618	0.573	0.637	0.591	
	車線別 混雑度	0.370	0.459	0.405	0.496	<u>北流入左直・直進</u>
		0.450	0.413	0.481	0.439	北流入右折
		0.151	0.199	0.202	0.253	<u>東流入左折</u>
		0.601	0.443	0.609	0.452	<u>東流入直進</u>
		0.870	0.610	0.886	0.618	東流入右折
		0.347	0.363	0.382	0.400	<u>南流入左直・直進</u>
		0.234	0.247	0.298	0.313	南流入右折
		0.473	0.581	0.473	0.581	西流入左折
		0.701	0.500	0.709	0.508	<u>西流入直進</u>
0.191	0.068	0.195	0.069	西流入右折		
No. 5 交差点 (中地西) 平：18時台 休：16時台	需要率	0.351	0.286	0.376	0.311	
	車線別 混雑度	0.541	0.461	0.541	0.461	東流入左直
		0.675	0.587	0.783	0.694	<u>南流入左折</u>
		0.032	0.004	0.032	0.004	南流入右折
		0.440	0.299	0.440	0.299	西流入直進
		0.324	0.204	0.410	0.282	西流入右折

ウ 武道館前P北西交差点の交通処理検討

- 現況交通量調査〔No. 1～No. 5：令和3年10月31日(日)、11月12日(金)〕に、上記で算出した新たに発生する来退場台数各495台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法(OECD報告書)により評価。
- 武道館前P北西交差点における来退場車両の右折・右左折に係る遅れの評価は、平日・休日共に「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道幹第 21 号線、従道路：市道手柄 54 号線)

開店後	市道幹第 21 号線 →市道手柄 54 号線		市道手柄 54 号線 →市道幹第 21 号線			
	右折		右折		右左折	
	平日	休日	平日	休日	平日	休日
交通容量	964	1,008	107	147	260	329
実交通量	446	446	71	71	251	251
余裕交通容量	518	562	36	76	9	78
遅れの評価	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない	滞留しない

エ 乗降場の入口の交通処理検討

- 現況交通量調査〔No. 1～No. 5：令和3年10月31日(日)、11月12日(金)〕に、上記で算出した新たに発生する来退場台数各 495 台/hを加えて、信号機のない交差点の交通容量の計算法 (OECD報告書) により評価。
- 主道路の交通量は休日に比べ平日が多いため、平日のみ評価を行う。
- 武道館前P北西交差点における来退場車両の右折に係る遅れの評価は、平日に「滞留しない」となり、周辺交通へ与える影響は軽微と考える。

(主道路：市道幹第 22 号線、従道路：乗降場入口)

開店後	市道幹第 22 号線 →乗降場入口
	平日
交通容量	662
実交通量	327
余裕交通容量	335
遅れの評価	滞留しない

② 駐車場に関する事項

【必要駐車台数の算定・確保】

- 条例指針では、法指針の必要駐車台数計算式による算定が適当でない場合は、施設利用者数、施設稼働率等から推察することにより、必要駐車台数を算定としている。本計画は体育館、市民プールを増築するものであることから、小売店舗を想定した法指針によることが適当でないため、類似の既存施設の利用者数等から必要駐車台数を推察する。
なお、既存施設 (陸上競技場、中央体育館、球場等) については、駐車場利用実績調査〔令和3年10月31日(日)〕で駐車台数を確認する。

(参考) 園内施設等の整備内容

変更前	変更後	備考
中央体育館	中央体育館	大会利用から一般利用へ変更
—	新体育館	(増築) 大会利用
市民プール (屋外)	市民プール (屋内・屋外)	(解体・増築)
文化センター		(解体) 廃止
—	新駅	(新築)

ここでは新設・既存の駐車場8箇所のうち、新施設の駐車需要が想定される5箇所の駐車場で駐車台数が充足する旨の確認を行う。

- 5箇所の駐車場で必要駐車台数 **1,474 台** (各施設において大規模興行が同時開催された場合の最大想定値) に対し、来場者の駐車場は **1,476 台**確保されている。

[実績]

既存施設

$$\begin{aligned} \text{年間繁忙日の滞留台数〔台/時〕} &= \text{入庫台数〔台/時〕} - \text{出庫台数〔台/時〕} \\ &\quad + \text{前時間の滞留台数〔台/時〕} \\ \text{開業時の滞留台数〔台/時〕} &= \text{年間繁忙日の滞留台数〔台/時〕} \times \text{減少率〔\%〕} \end{aligned}$$

※駐車場利用実績調査は、中央体育館、武道館、球場、文化センター、手柄山山上でイベントの実施日（年間の繁忙日）

※減少率：駐車場利用実績調査データを基に以下①～③の減少率を算出する。

- ①文化センターが廃止に伴う駐車場滞留台数の減少
- ②中央体育館が大会利用から一般利用への変更に伴う駐車場滞留台数の減少
- ③新駅開業による車利用から駅利用への変更に伴う駐車場滞留台数の減少

時間	既存施設の滞留台数 (台)	時間	既存施設の滞留台数 (台)
7時～8時	1	15時～16時	213
8時～9時	68	16時～17時	70
9時～10時	144	17時～18時	25
10時～11時	252	18時～19時	19
11時～12時	335	19時～20時	1
12時～13時	495	20時～21時	0
13時～14時	561	21時～22時	0
14時～15時	531	22時～23時	0

新施設

$$\begin{aligned} \text{年間繁忙日の1日当たりの来場台数〔台/日〕} &= \text{施設利用者数〔人/日〕} \times \text{分担率} 69.2\% \\ &\quad \div \text{平均乗車人員} 2.4 \text{人/台} \times (100\% - \text{新駅利用率} 22\%) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{年間繁忙日の滞留台数〔台/時〕} &= \text{年間繁忙日の1日当たりの来場台数〔台/日〕} \\ &\quad \times \text{1日の駐車台数に対するその1時間が占める駐車台数の割合} \end{aligned}$$

時間	新施設の滞留台数 (台)	時間	新施設の滞留台数 (台)
7時～8時	23	15時～16時	303
8時～9時	134	16時～17時	93
9時～10時	291	17時～18時	59
10時～11時	419	18時～19時	44
11時～12時	612	19時～20時	9
12時～13時	890	20時～21時	3
13時～14時	913	21時～22時	2
14時～15時	871	22時～23時	0

※1日あたりの利用者数

- ・新体育館 過去の実績や運用者へのヒアリングより
 [参考] V1リーグの試合が最も利用頻度が多い
 令和元年12月28日(土) 中央体育館の利用者数 2,767人
- ・新市民プール(屋内) 過去の実績や運用者へのヒアリングより
 [参考] 平成30年8月10日(金) 姫路市民プールの最大の利用者数
 (50mプール) 1,200人

- ・新市民プール（屋外） 類似施設（他都市のレジャープール）の休日における最大の利用想定（7～8月）より

（類似性）

		本計画	他都市
施設の種別		屋外の公設ファミリー型レジャープール	
位置	都市の規模	中核市	政令指定都市
	用途地域	近隣商業地域	近隣商業地域
	周辺の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺は既成市街地 ・半径1～2km圏内に駅周辺や幹線道路沿いに商業施設が並び、一本入ると農地が点在した住宅街 ・地形は平地で、施設東部に手柄山 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺は既成市街地 ・半径1～2km圏内に駅周辺や幹線道路沿いに商業施設が立ち並び、一本入ると網目状の生活道路が配置された住宅街 ・地形は平地で、約500mの位置に里山
	最寄り駅（直線距離）	J R 姫路駅（1.6km） 山陽電鉄手柄駅（0.9km） 新駅予定（0.1km）	A 駅（0.4km） B 駅（2.4km）
規模	面積	8,744 m ²	約 14,000 m ²
	種類	流れるプール だんだん深くなるプール 森のスライダー	流水プール 小プール すべり台

※分担率 H22 近畿圏PT調査より

※平均乗車人員 駐車場利用実態調査実施時のアンケート調査より

※新駅利用率 駐車場利用実態調査実施時のアンケート調査等

※1日の駐車台数に対するその1時間が占める駐車台数の割合

新体育館及び新市民プール（屋内）については、駐車場利用実態調査データ

新市民プール（屋外）については、類似施設（他都市のレジャープール）の実績値

既存施設+新施設

以下の最大の値を必要駐車台数とする。

時間	新施設開業後の 駐車台数（台）	時間	新施設開業後の 駐車台数（台）
7時～8時	24	15時～16時	516
8時～9時	202	16時～17時	163
9時～10時	435	17時～18時	84
10時～11時	671	18時～19時	63
11時～12時	947	19時～20時	10
12時～13時	1385	20時～21時	3
13時～14時	1474	21時～22時	2
14時～15時	1402	22時～23時	0

（3）道路以外の公共施設への影響に関する事項

県の判断

適

当該大規模集客施設の敷地からおおむね500m以内にある公園、緑地、下水道、河川等の道路以外の公共施設に対する影響

- 計画地の周辺には、影響を与える公共施設はない。

(4) 景観形成に関する事項

県の判断	適
------	---

当該大規模集客施設の立地する地域における伝統的景観、自然景観、街並みなど景観に関する配慮及び公的計画（市町の景観に関する条例、建築協定、緑化協定等）の有無

- 「景観法」「姫路市都市景観条例」「姫路市屋外広告物条例」に基づき、周辺の景観との調和に努めた計画とする。
- 「兵庫県環境の保全と創造に関する条例」に基づき、緑化基準に従い、敷地・建物の緑化を行う。

<必要緑化面積>

敷地緑化： $(43,956 \text{ m}^2 - 1,894 \text{ m}^2) \times (100\% - \text{建蔽率 } 60\%) \times 50\% + 1,894 \text{ m}^2 \times 5\% \doteq 8,508 \text{ m}^2$

建物緑化： $3,077.41 \text{ m}^2 \times 20\% \doteq 615.49 \text{ m}^2$

※屋外プール等（1,894 m²）は敷地面積から除き、除いた面積の5%を必要緑化面積に加算

<計画緑化面積>

敷地緑化： $8,853 \text{ m}^2 > 8,508 \text{ m}^2$ （必要緑化）

建物緑化： $498.12 \text{ m}^2 + 300 \text{ m}^2 \times 50\% = 648.12 \text{ m}^2 > 615.49 \text{ m}^2$ （必要緑化）

※太陽電池の設置面積（300 m²）の50%を計画緑化面積に算入

3 条例第4条第1項の規定による関係行政機関からの意見

意見内容	事業者の対応	知事の判断
<p>【姫路市】</p> <p><都市計画の観点からの意見></p> <p>【姫路市都市計画マスタープラン等】</p> <p>計画地の存する区域は、姫路市都市計画マスタープランにおいて、スポーツの拠点、広域防災拠点として位置付けられている。また、手柄山中央公園整備基本計画の整備方針において、スポーツの拠点としての整備・存続（スポーツゾーン）及び広域防災拠点としての機能の向上が位置付けられている。以上のことから、都市計画の観点から支障なしと判断する。</p> <p>【大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム】</p> <p>手柄山中央公園整備基本計画に基づき、スポーツの拠点として大規模な集客施設の整備を行う。基本計画の策定にはパブリックコメントなどによる住民意見の反映に努めているほか、本施設の整備により、市民のスポーツに親しむ機会を創出し、多様なニーズに対応することが期待されている。また、姫路市地域防災計画に基づき、広域防災拠点としての機能を確保するなど、当該施設はまちづくりに寄与しているものと考えられる。</p>	—	—

<p><その他計画等に対する意見></p> <p>・意見なし</p>	<p>—</p>	<p>—</p>
<p>【兵庫県警察本部交通規制課】</p> <p>1 来退場案内について</p> <p>(1) 公共交通機関での来退場案内を実施されたい。</p> <p>(2) ホームページ等の各種媒体を活用して、来退場経路を周知するように広報を徹底されたい。</p> <p>2 会場出入口等への交通誘導員の配置について</p> <p>大規模な興行時については、出入口、周辺交差点等に交通誘導員を配置されたい。</p> <p>3 大規模興行の分散実施について</p> <p>複数の施設における大規模興行の同時開催により渋滞等の周辺交通への影響が懸念されることから、可能な限り分散して実施されたい。</p> <p>4 時差退場の実施について</p> <p>大規模興行時は、雑踏事故を防止するために時差退場等を実施されたい。</p>	<p>運営者ホームページのアクセスの項目に記載する、イベント開催時などは主催者のイベントホームページに記載するなど公共交通機関での来退場推奨を案内します。</p> <p>ホームページ、市の広報誌、館内掲示板、イベント開催時についてはイベントチラシに記載、周知し、広報を徹底します。</p> <p>大規模な興行時には興行主催者により、出入口や周辺交差点等に交通誘導員を配置するよういたします。</p> <p>具体的な手順としては、興行時の予約を受ける時点で興行の規模感をヒアリングし、交通誘導員の配置が必要な旨を興行主催者に要請を行います。なお、興行実施計画の事前打ち合わせにて詳細計画を確認する予定です。必要に応じて兵庫県警と協議いたします。</p> <p>複数の施設における大規模興行の同時開催については、ひめじ手柄山PFI株式会社、姫路市、県武道館の指定管理者及び駐車場管理者で新たな会議体を開催し、興行情報・イベント情報等を共有し、可能な限り分散して実施するよう努めます。</p> <p>大規模興行時は、雑踏事故を未然に防ぐための方策を、興行実施計画の事前打ち合わせにて興行主催者に確認し、時差退場等の対策を実施する予定です。必要に応じて兵庫県警と協議いたします。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>

<p>【道路保全課】</p> <p>1 新駅ロータリー一部の混在が懸念されるため、姫路市鉄道駅周辺整備室とも十分調整されたい。</p> <p>2 姫路土木事務所管内の道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議等を行われたい。</p>	<p>都市計画段階において、スポーツ施設の利用者が新駅ロータリーに侵入しないよう、本計画に乗降場の整備を行うことで調整済です。</p> <p>また、ロータリーから本計画に直接出入りが出来ないように、植栽帯を敷地境界部に設けます。</p> <p>姫路土木事務所管内の道路において、道路法の許認可が必要な場合は、事前に協議を実施いたします。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【総合治水課】</p> <p>1 総合治水条例第 11 条により、規模が 1 ha 以上であって、浸水による被害を発生させる可能性が高まる開発行為を行う場合は、その開発行為をあらかじめ届け出る義務があるため、姫路土木事務所と事前に協議されたい。</p> <p>2 総合治水条例第 21 条第 1 項により、駐車場などの広い土地を利用した施設については、その四方に雨水を貯留するための壁を設置するなど雨水を一時的に貯留させる措置や、雨水を浸透させる芝舗装を施すなど地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p> <p>3 総合治水条例第 21 条第 2 項により、大規模な建物又は工作物については、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えることに努められたい。</p>	<p>総合治水条例第 11 条第 1 項の届出の要否について、すでに姫路土木事務所様と事前届出を行っており、雨水の流出増とならないことにより開発行為の届出は不要、雨水抑制槽の設置も求めないということをすでに回答をいただいております。</p> <p>ただし、雨水排水計画として敷地内下流側にて一部ポンプアップとする必要があるため、ポンプアップのための雨水貯留槽を設ける計画となります。詳細については検討中です。</p> <p>なお、本件においては、雨水利用をする計画となりますので、上記以外にも雨水利用用の貯留槽は約 80 m³程度計画しております。</p> <p>前述のとおりです。</p> <p>前述のとおりです。</p>	<p>同上</p>

<p>4 今回計画区域が浸水想定区域に含まれているため、総合治水条例第 44 条により、建物又は工作物の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能の維持に努められたい。</p>	<p>計画規模降雨による最大浸水高さ TP+8.82 m に対し、1 階床レベルを TP+9.2m としています。</p> <p>また、TP+8.82m より低いレベルになる車両動線部分については、出入口部分に TP+9.2m までの高さの防水板を設置します。</p> <p>なお、電気室については、想定最大規模降雨による最大浸水高さ TP+10.28 m より高いレベルに配置しています。さらには、地下 1 階、1 階レベルの機械室においても、できるだけ機能維持を図れるよう防水ドアとしています。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
<p>【都市政策課】</p> <p>1 都市政策に関すること</p> <p>誰もが利用しやすい施設整備の観点から、福祉のまちづくり条例に基づくチェック&アドバイス制度を活用されたい。</p> <p>また、チェック&アドバイスによる助言を適切に反映した施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定する制度もあるため、こちらも活用されたい。</p> <p>2 緑化に関すること</p> <p>環境の保全と創造に関する条例では、建築面積又はその敷地面積が 1,000 m² 以上の場合、同条例施行規則で定める緑化基準に従い、当該建築物又はその敷地を緑化しなければならない規定があるので留意されたい。</p> <p>また、新築又は増築等に係る建築面積が 1,000 m² 以上の場合、同緑化基準に従い、建築物等緑化計画届を作成し、建築確認申請前に提出されたい。</p>	<p>本件においては、姫路市内の福祉団体（姫路市手をつなぐ育成会、姫路市精神保健福祉連合会、身体障害者福祉協会、姫路市障害者連絡協議会）を対象に、ユニバーサルデザインワークショップを開催し、実際に障がいをお持ちの方々などに意見を求めながら進めています。</p> <p>当然、福祉のまちづくり条例に基づいた計画としますが、チェック&アドバイス制度の活用は現在考えておりません。</p> <p>「ひょうご県民ユニバーサル施設」の認定申請については、SPC 内及び姫路市様と協議してまいりたいと考えています。</p> <p>環境の保全と創造に関する条例については、留意及び建築物等緑化計画届を建築確認申請前に提出いたします。</p>	<p>同上</p>

<p>3 景観、屋外広告物ならびに開発に関すること</p> <p>本事業計画には、景観法、姫路市都市景観条例、姫路市屋外広告物条例が適用される。各法令に基づく基準等を遵守するとともに、申請等必要な手続を適切に行われたい。</p>	<p>各法令に基づく基準等を遵守し、必要な申請を実施いたします。</p> <p>また本件は景観条例の申請は不要ではあるが、PFIの要求水準上、景観デザイン部会への報告は含まれており、すでに報告済みです。</p> <p>報告の結果としては、特にデザインについてのコメントはなく、努力義務として元々の手柄山の植生を活かした植栽計画にするのが望ましいとのコメントはいただいております、詳細は未決定ですが、反映できるよう努めます。</p>	<p>事業者の対応は妥当と判断する。</p>
--	---	------------------------

4 条例第4条第2項の規定による知事の意見(案)

<p>知事の意見の有無</p>	<p>有しない。</p>
<p>留意事項の有無</p>	<p>次の留意事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退場経路を周知徹底すること。 2 公共交通機関の利用促進を図るため、必要な対策を講じること。 3 大規模興行時等は、駐車場の出入口等に交通誘導員を配置し、来場車両の安全かつ円滑な出入庫及び路線バスの円滑な運行の確保を図るとともに、雑踏事故を防止するために時差退場等を実施すること。 4 開業後も周辺道路の交通状況を注視し、来場車両に起因する混雑、歩行者等の安全確保上の懸念、その他安全上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。 5 計画された緑化部分について、適切な維持管理に努めること。